

[不落随契への移行基準]

最低応札価格と予定価格との差額が、予定価格の概ね5%以下、又は入札執行者が入札の状況から随意契約が可能であると認めたとき



<入札執行者が入札の状況から随意契約が可能であると認めたとき>

以下のすべての要件を満たすこと

- ・再度入札の応札者が1者である。
- ・応札金額の下落率、予定価格との差額から、不落随契が可能であると認められるとき。
- ・緊急工事等により工期内に工事を完了しなければならないものであるとき。

(例)

(単位：円、%)

	第1回応札	第2回応札	予定価格	予定価格と最低応札価格の差額		
A者	23,777,000	21,400,000	20,000,000	1,400,000	7.00%	不落随契可能
B者	24,150,000	辞退		-		

予定価格との差額が7%で、通常は不落随契に移行しないが、第1回目の応札額と第2回目の応札額の下落率が10%と大きく、予定価格との差額から、不落随契が可能と認められるとき。ただし、工期内に完成しなければならず、かつ、入札参加者が1者であって、これ以上の入札参加者が見込めないときに限る。

※最低応札価格と予定価格との差額が、予定価格の概ね5%以下の場合、又は、入札執行者の判断により不落随契が可能であると認められるときは、契約管理課は電子入札システムにより不落随契の事務手続きに移行することができる。